

◇大阪市下水道条例の一部を改正する条例

- 1 令和7年10月から同年12月までの各月分の下水道使用料のうち基本額に係る使用料を徴収しないこととしました。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。

(建設局総務部経理課)